

平成 18 年 12 月 19 日

中小企業の事業形態と税制のあり方について

- 平成 18 年度諮問に対する答申 -

日本税理士会連合会
税 制 審 議 会

税制審議会委員名簿

本答申の審議に参加した特別委員及び専門委員は次のとおりである。

[特別委員]

(会長) 金子 宏
(会長代理) 品川 芳宣
加地 尚
北原 直
久保田 政一
首藤 重幸
田近 栄治
玉置 和宏
坪田 秀治
中里 実
星野 厚志
松田 英三
水野 忠恒
柳島 佑吉
山田 二郎
若林 勝三

[専門委員]

(専門委員長) 小池 正明
(同副委員長) 池 淳一
上西 左大信
杉田 宗久
牧野 正高
山田 俊一

目 次

はじめに	1
中小企業の事業形態と税制の問題点	1
1．事業形態の多様化と税制の対応	1
2．課税の公平原則と中立性の意義	2
3．事業形態の多様化と課税の中立性	2
4．法人成りと課税の中立性	3
事業形態に対応した中小企業税制のあり方	4
1．法人・個人間の二重課税の調整と課税方式	4
2．所得税と法人税の課税方式	5
中小企業税制の個別事項のあり方	6
1．親族従業員の給与	6
2．減価償却費	6
3．事業用資産の譲渡損益	7
4．損失の繰越控除	7
5．同族会社の留保金課税制度	7
6．特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度	8
7．事業税	8
おわりに	9

はじめに

わが国の経済構造は、いわゆるIT技術の進展等とあいまって極度に複雑化しており、様々な業種や業態が生じている。このため、会社法の制定をはじめとして企業法制も変わりつつあるが、企業に対する税制の対応は、経済取引のみならず事業形態の選択にも大きな影響を及ぼすことになる。

平成18年6月6日付け日連18第252号をもって諮問のあった「中小企業の事業形態と税制のあり方について」の検討に当たり、当審議会は、事業形態がどのようなものであっても可能な限り課税の中立性を維持することが重要であり、また、経済構造が変革しても税制は必要以上に複雑なものにすべきではない、という基本的認識の下に審議を行った。

本答申は、総会6回、専門委員会7回を開催して検討した結果をとりまとめたものである。

中小企業の事業形態と税制の問題点

1. 事業形態の多様化と税制の対応

平成18年5月に施行された会社法は、最低資本金制度を撤廃するとともに、新たに合同会社制度を創設した。また、平成17年8月に施行された有限責任事業組合契約に関する法律では、構成員の全員が有限責任となる新たな事業組合制度が創設されている。このような近時の企業法制の変革によって、会社の設立が容易になるとともに、事業形態が多様化しつつある。

事業者が事業を行うに当たってどのような形態を選択するかは、事業の種類や目的、出資者の数などによって異なるものとなるが、事業から生ずる利益に対する課税方法や事業の損失が課税上どのように扱われるかといった税制の対応に左右されるところが大きいと考えられる。

現行の税制は、個人事業には所得税法を適用し、法人格を有する事業体には法人税法を適用することを原則としている。このため、合同会社と有限責任事業組合は、類似する事業形態であるが、前者には法人税法が適用され、後者にはいわゆる構成員課税方式を適用して事業体には課税しないこととされている。

事業形態は事業者の自由な選択に委ねられることであり、税制上の扱いも考慮した上で事業者の責任において判断すべき問題である。ただし、事業形態の選択に税制が必要以上に介入し、その選択が税制によって歪められることは望ましいことではない。したがって、税制には事業形態の選択に対して可能な限り中立性を維持することが求められる。

2. 課税の公平原則と中立性の意義

法の下での平等を規定した憲法第 14 条第 1 項は、国民に対する「平等取扱原則」ないし「不平等取扱禁止原則」を定めており、これを受けて租税制度には、課税の公平を維持することが要請されている。この場合の課税の公平とは、いわゆる水平的公平の見地からは担税力が同様の状況にある者は同様に課税し、いわゆる垂直的公平の見地からは担税力が大きい者にはより多くの負担を求めることを意味している。

また、租税制度においては、課税の中立性を維持することが求められている。この場合の「中立性」とは、水平的公平を実現するための理念と考えるべきであり、国民や企業の経済活動の面からみれば、税制が経済活動を歪め、あるいは特定の法形式を選択するように又は選択しないように誘導すべきではない、という意義であると解される。

なお、税制の中立性に関してとりわけ問題になりやすいのは、政策税制として利用される租税特別措置である。その多くは、一定の行動を取る納税者を税制面で優遇し、また、納税者をして一定の行動を取ることにインセンティブを与えることを目的としている。このため、そのような行動を取らない、あるいは取ることでできない者とその租税特別措置を利用できる者との間で不公平が生じることがある。このような租税特別措置の持つ機能の面から中立性が問題となることが多い。

3. 事業形態の多様化と課税の中立性

事業形態が多様化する中で、課税の仕組みはそれぞれの事業形態に適切に対応したものが求められることになる。その際に重要になるのは、課税の公平を維持するという視点であり、それを実現するための基本的な理念が課税の中立性であることは前述したとおりである。

このような観点からは、事業形態がどのようなものであっても、その実態が同様の状況にあるものは同様に課税することが適切であり、個人事業であっても法人事業であっても、その規模や活動の実態が同様であれば、課税の仕組みも税の負担も同様のものとする税制が望ましいことになる。

ところで、私法上は同様の状況にあるものとして一律に規律される場合であっても、税法が独自に規律を定めて、私法とは異なる取扱いをすることがある。たとえば、会社法上は一律に「会社」として取り扱われるとしても、税法は会社のうち少数の株主の支配下にあるものを同族会社あるいは特定同族会社と定義し、行為計算の否認規定や留保金課税制度などを置いている。また、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度も私法の考え方とは異なる税法独自の規律である。

このような税法における別段の定めによる規律は、課税の公平を維持する観点から措置されていると考えられるが、いずれも「会社」であることからみれば、同族

会社と非同族会社という区分が課税の中立性を維持するという視点からみて適切であるかどうか問題となる。

事業形態が多様化する今日において、事業形態の相違による課税の不公平を生じさせない税制を構築する必要があるが、そのために中立性の原則が果たす役割は、より重要なものになると考えられる。

4．法人成りと課税の中立性

課税の中立性に関する問題として、いわゆる法人成りについての課税のあり方に議論がある。現行の税制の下では、事業主やその親族に対する給与の支給による所得の分散とその給与に係る給与所得控除の適用により、一定額以上の所得であれば、事業利益に対する税負担は、個人事業より法人事業のほうが軽減されることが多い。このため、法人成りを行った事業者と行わなかった事業者との間での課税のバランスが問題となる。

このような法人成りの問題は、会社制度の活用によって経済の活性化を意図する会社法の趣旨を考慮しても、なお税制に求められる水平的公平を維持しなければならないかどうかということであるが、その検討に際して重要になるのは、個人事業と法人事業との間の課税の中立性である。

個人事業者が法人成りした場合の主たる税制上のメリットは、前述したとおり、事業主や親族に対する給与を損金の額に算入できることと、その給与について給与所得控除が適用されることの2点である。このうち、前者については、すでに法人税法において過大役員給与や親族使用人の過大給与の損金不算入措置が導入されている。

したがって、法人成りについての税制上の課題は給与所得控除制度であり、現行の控除額が相当の水準に達していることと、実際に経費の支出がないにもかかわらず控除できることに問題があると考えられる。

個人事業と法人事業の間の課税に関しては、かつて「みなし法人課税制度」が措置されていた。同制度は平成4年の税制改正の際に廃止されたが、その理由は、事業遂行のための費用はすでに事業所得の金額の計算上必要経費に算入されているので、更に事業主報酬に給与所得控除を適用することは経費の二重控除となって適当ではない、というものであった。一方で、平成18年度の税制改正において、「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」制度が導入されたところであるが、同制度の創設理由は、給与の損金算入と給与所得控除との「経費の二重控除」を規制するためであるとされている。

給与所得控除には様々な性格があるといわれているが、勤務に伴う概算経費控除の要素が大きいと考えられる。この場合、現行の制度を見直して実額による控除制度を導入したとすれば、「経費の二重控除」は生じないこととなり、法人成りに伴

う課税問題も相当程度は解消されることになる。

したがって、個人事業と法人事業との課税の中立性を図る観点からは、現行の給与所得控除制度を見直す必要があると考えられる。この点に関し、当審議会は、平成 13 年度諮問（給与所得課税のあり方）に対する答申において、給与所得に係る必要経費の範囲やその認定に関する執行上の問題を検討した上で、「所得計算の基本を踏まえ、他の所得との課税の均衡を図る観点からは、現行の給与所得控除制度に代えて、実額による必要経費控除制度によることが望ましい」としたところである。

なお、現行の税制では、個人事業であれば税引き後の事業利益はすべて個人に帰属することになるが、法人事業の場合は、その稼得した所得や資産を個人に帰属させるためには、法人税とは別に給与や配当としての課税を受けることになる。したがって、法人成りが必ずしも税負担の軽減になるとは限らず、個人事業と法人事業との間の課税の中立性を検討するに際しては、単年度ごとの所得に対する課税のほか、個人に対する相続税や法人に対する清算所得課税なども考慮する必要がある。

事業形態に対応した中小企業税制のあり方

1. 法人・個人間の二重課税の調整と課税方式

法人税と所得税をそれぞれ独立した税として位置付け、法人税は、事業体としての法人そのものに負担を求める税であるという考え方がある。一方で、法人間の配当には受取配当等の益金不算入制度を設け、個人については配当税額控除制度を適用して、不完全ながら二重課税の調整を行うこととしている現行の税制をみると、法人税は所得税の前取りであり、法人の所得は最終的には個人に帰属することを前提としているとみることができる。

法人・個人間の二重課税の調整方法には、現行の配当税額控除方式のほか、いわゆるインピュテーション方式(法人税加算調整方式)や支払配当損金算入方式など、種々の方法があるが、これらは、法人の所得のうち配当された部分についての調整であり、法人が留保した所得には調整が及ばない。

このような二重課税の調整方法について、いわゆる構成員課税方式(組合課税方式)は、法人の所得の全部を出資者の持分に応じて配分し、その配分した金額を個人の所得として課税する方法である。この方式によれば、法人・個人間の二重課税は完全に排除されるとともに、すべての事業体に適用すれば、課税の中立性も維持できることになる。

しかしながら、このような構成員課税方式では、個人に対して未実現の所得に課税が及ぶという問題が生じるとともに、出資者が多数で、かつ、頻繁に変わる場合

や、出資者の中に法人が存在する場合には、法人の所得を的確に個人に帰属させることが事実上不可能になる。

したがって、構成員課税方式をすべての法人に適用することは現実的とはいえないが、出資者が少数の個人である中小法人に適用することは、必ずしも不可能ではないと考えられる。ただし、中小法人に適用するとしても、どの程度の出資者の数であれば適用できるかを見極めた上で、その線引きを行う必要があるが、それを適切に行うことは、実際問題として困難である。

また、現行の課税方式と構成員課税方式との選択制とすることも考えられるが、その場合には、事業者間での課税の中立性が維持できないという問題が生じるおそれがある。したがって、構成員課税方式を一般化することは適当とはいえない。

個人事業と法人事業とは、税制以外の取扱いを含めてそれぞれにメリットとデメリットを有しており、事業者はそれらを比較考慮して事業形態の選択を行っている。こうした実態からみて、また、上記のような構成員課税方式の問題点を勘案すると、個人形態を選択した事業者には所得税を、法人形態を選択した事業者には法人税を課税するという現行税制の基本的な枠組みは維持することが適当である。

2. 所得税と法人税の課税方式

個人事業者には所得税を、法人事業者には法人税を課税するとしても、課税の公平と中立性を維持する見地からは、事業形態がいずれであっても、その状況や実態が同じであれば、課税の基本的仕組みも同様であることが望ましい。

このような観点から現行の所得税と法人税を比較すると、事業利益に対する課税の仕組みは、それぞれの間で取扱いが異なる事項が少なくない。これは、法人がゴーイングコンサーンとして永続的なものであるのに対し、個人は相続によって事業体が消滅するという相違があること、また、一般的にみて個人の場合は法人に比して記帳の慣行が習熟していないことなどに基因していると考えられる。

しかしながら、個人事業者に青色申告制度が普及している現状からみると、法人と同様の記帳を行っている個人事業者について、法人との間での課税上の差異を存置する積極的な理由はないと考えられる。したがって、青色申告に基づく適正な記帳を条件として、弊害のない範囲で所得税と法人税の取扱いを一致させることが望ましい。

この点に関して、事業利益に対する課税を同等のものにするために、所得税の課税上、事業所得を他の所得と分離し、法人税と同様に比例税率で課税する方法も考えられなくはない。しかしながら、担税力に応じた課税を行うために所得区分を設け、総合課税と超過累進税率の適用を基本としている所得税には、所得再分配の機能が期待されている。したがって、事業所得について分離課税方式と比例税率を適用することは適当ではないと考えられる。

また、個人事業者と法人とを同様に課税する方法としてのいわゆる「みなし法人課税制度」や「みなし個人課税制度」を導入することは、その仕組みにもよるが、税制を複雑なものにするおそれがある。また、「みなし法人課税制度」を廃止した過去の経緯からみてもその導入は適当ではない。したがって、所得税と法人税との間で事業損益の算定方法をできる限り一致させることとし、その範囲において現行税制を見直すことが適切である。

中小企業税制の個別事項のあり方

1．親族従業員の給与

法人税法では、役員の子族使用人に対する給与について、不相当に高額な部分の金額を損金不算入としているが、所得税法では、青色事業専従者給与は届出制とし、その届け出た金額の範囲内で必要経費に算入することとしている。

ただし、所得税においても事業専従者の勤務の実態からみて不相当に高額な給与の額は必要経費に算入しないこととされており、法人税の取扱いとほぼ同様である。これらの取扱いからみると、青色事業専従者給与の届出制度は廃止することが適当である。

なお、この問題に関して、事業から対価を受ける生計を一にする親族がある場合の必要経費の特例措置は、現在の個人事業の実態や事業者の認識とは遊離していると考えられる。したがって、同特例措置については、制度の意義を含め抜本的な見直しが必要である。

2．減価償却費

減価償却費について、所得税法はいわゆる強制償却によっているが、法人税法では任意償却とされており、両者の間の取扱いに相違がある。事業に対する課税の中立性を維持する観点から、所得税においても法人税と同様に任意償却方式とすることが望ましい。

この点について、個人事業者の場合は、相続による承継や個人の生活用資産の転用など、減価償却資産の取得の形態が様々であることから、任意償却方式を採用すると、資産の価額や償却額の管理に支障が生ずるおそれがないとはいえず、この点は減価償却資産を譲渡した場合の取得費の計算に関しても同様である。

しかしながら、適正な記帳と償却費に関する申告書類の提出等を条件とすれば、所得税においても法人税と同様に取り扱うことは不可能ではないと考えられる。

3．事業用資産の譲渡損益

個人事業者の事業用資産の譲渡損益について、現行の所得税法は事業所得ではなく、譲渡所得に区分している。このため、土地建物等以外の資産の譲渡損失は他の所得との損益通算が可能であるが、土地建物等の譲渡損失は分離課税とされているため他の所得との損益通算は不可能である。

資産の譲渡損益は、その資産が事業用のものであれば事業活動から生じたものと考えられるが、現行の税制では事業による損益を正確に算定することができないこととなる。したがって、事業用資産の譲渡損益は、その資産の種類を問わず、事業所得に反映される仕組みを採用すべきであり、そのことが法人税との間での課税の中立性の維持にも資することとなる。

なお、この場合であっても土地等に係るキャピタルゲインは、長期の保有から生じたものであり、事業用以外の土地等に対する税制との均衡を考慮して、課税の平準化を図ることが適当である。

4．損失の繰越控除

青色申告における損失の繰越控除期間について、法人税は7年間であるが、所得税は3年間とされており、その開差が大きい。この問題は、前述した減価償却費の必要経費算入の取扱いとも関係しており、現行の所得税が強制償却制度としていることからみて、個人事業者は任意償却制度による法人に比して課税上は不利益な扱いとなっている。

したがって、所得税における事業損失の繰越控除期間については、青色申告に基づく適正な記帳と証憑の保存を要件として、法人税と同様に7年間とすることが適当である。

5．同族会社の留保金課税制度

個人の所得には所得税を、法人の所得には法人税を課税するという現行の税制について、法人税を所得税の前取りと位置付ける考え方が有力である。このような考え方下では、法人が所得を留保している限り、個人に課税されることはないため、法人の留保所得に対して法人段階で付加的な税負担を求める税制が支持されることになる。

現行の同族会社に対する留保金課税制度は、このような理由から存置されているところであり、法人と個人という事業形態の相違に基因する税負担の公平を調整するための措置であるという見方もできる。ちなみに、法人の稼得した所得に対しては法人税を課税せず、直ちにその法人の出資者個人に課税するといういわゆる構成員課税方式であれば、法人に留保所得は生じないから、はじめから留保金課税制度は必要ないことになるが、そのような課税方式を採用することが適切でないことは

前述したとおりである。したがって、個人に対しては所得税を、法人に対しては法人税を課税するという現行税制の基本的枠組みを維持する限り、留保金課税制度はそれなりの意義を有していることになる。

しかしながら、わが国の企業の実態をみると、法人の大多数が同族会社であり、企業形態として極めて一般的なものである。このため、留保金課税制度が適用される同族会社と適用されない非同族会社との間の課税の中立性を考慮する必要があるが、それとともに、企業の活性化と起業の支援を目的とする会社法の趣旨やわが国の経済が中小同族会社によって支えられているという実態も考慮する必要がある。これらの観点からは、今日において同制度は適切なものとはいえない。

この点に関して、平成 18 年度の税制改正では、同制度の適用対象法人の範囲を縮小し、留保控除額の引上げが行われている。上記の状況や中小企業の実態からみると、同改正には一定の評価をすることができるが、さらに中小企業の内部留保を充実させ、企業体質の健全化と強化を図る観点から、留保金課税制度は早急に廃止することが適当である。

なお、同族会社に関する税制について、現行の法人税法は、同族会社、非同族の同族会社、特定同族会社及び特殊支配同族会社に区分しており、極めて複雑である。それぞれ異なる制度上の目的を有しているとしても、税制の簡素化の観点から見直しが必要であるとの意見があった。また、同族会社の行為計算の否認規定について、その適用要件等の明確化を図るべきであるとの意見があった。

6．特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度

平成 18 年度の税制改正で創設された特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度は、個人事業者が法人成りした場合の課税の公平を図ることを目的としたものであるとされている。しかしながら、特殊支配同族会社とそれ以外の会社との間で新たに課税上の公平が損なわれるという問題が生じるおそれがある。

個人事業者が法人成りした場合の課税上の問題は、前述したとおり給与所得控除制度と深く関わっており、現行のような給与所得控除相当額の損金不算入措置のみで解決できる問題ではない。したがって、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度は廃止を含めて抜本的な見直しを行うことが適当であり、その際には給与所得控除制度と併せて同族会社に対する課税のあり方を検討すべきである。

7．事業税

現行の事業税は、法人についてはいわゆる外形標準課税方式が導入されているが、資本金 1 億円以下の法人は所得金額を課税標準としている。また、個人の事業税は、事業主控除後の事業所得の金額を課税標準とし、業種に応じた 3 段階の税率が採用されている。

事業税を地方公共団体の行政サービスの対価として位置付ければ、事業の規模や付加価値に対する外形標準課税方式が妥当ということになるが、小規模な事業者や事業所得のない事業者に外形的な基準で課税することは、事業規模や付加価値の算定に困難が伴うとともに、行政サービスの受益を考慮しても担税力からみて納税が困難になるおそれがある。

したがって、中小法人と個人事業者については、所得金額を基に課税するという現行の課税方式を維持することが適当であり、負担の生じない赤字法人等に対しては、住民税の均等割の水準を見直すことによって事業税の代替とする案も検討されてよいと考えられる。

現行の制度について、個人事業者と法人との間の課税の中立性の観点からは見直すべき点が少なくない。まず、個人事業税の税率は、第一種事業の5%、第二種事業の4%及び第三種事業のうち特定事業の3%とされているが、事業の種類が多様化していることや法人事業税の最低税率が5%であることからみて、個人事業税の税率は5%に統一することが適当である。

個人事業税の課税対象となる事業の種類は限定列挙され、法令に規定のない業種は非課税とされている。近年では新たな業種や職種が増加しており、課税すべき業種と非課税とすべき業種を適切に判別することは容易でなく、また、課税の公平の見地からも適当ではない。個人事業税は、法人と同様に原則としてすべての事業に課税すべきである。

現行では290万円とされている個人事業税の事業主控除制度は、少額な所得に対する免税措置と考えられるが、役員給与を損金算入する法人の所得金額の計算方法と対比すると、個人事業の事業主報酬の概算控除という見方もできる。このような観点から事業主控除制度が設けられているとすれば、現行の控除額は少額に過ぎる。中小法人の役員給与の平均額等を勘案し、500万円程度に引き上げることが適当である。

おわりに

会社法をはじめとする企業法制の改革によって、事業形態の多様化が一層進展しているが、いずれの企業法制も事業活動の迅速化・効率化に資する制度を構築し、起業を支援することによってわが国経済の発展に寄与することを目的としている。これに対し税法は、納税者間の課税の公平を維持しつつ、安定的・効率的な歳入の確保を目的としている。

このように、法律・制度にはそれぞれに異なる趣旨と目的があるが、事業形態の選択に必要な以上税法が介入することは許されず、活発な企業活動を保証する税制でなければならぬ、というのが当審議会の基本的な認識である。

このような考え方を踏まえ、本答申では、課税の中立性の意義と個人事業者の法人成りに関する税制上の問題を検討した上で、事業形態のいかんにかかわらず、課税の中立性を維持することが重要であること、また、具体的な課税方式については、本文で指摘した構成員課税方式の有する問題点からみて、現行の所得税と法人税という税制の基本的枠組みは維持すべきものとしている。さらに、現行の税制における個別的事項として、親族従業員の給与、減価償却費、事業用資産の譲渡損益及び損失の繰越控除の各制度について、所得税と法人税の間の取扱いの差異は、できる限り解消すべきことを提言するものである。

事業形態に対する税制中立性の観点からは、同族会社に対する現行の税制にはとりわけ問題点が多く、本文で述べたとおり留保金課税制度や特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度は、廃止を含めた制度の早急な見直しを提言するものである。

なお、本答申では諮問の趣旨に沿って、中小企業の事業形態として大多数を占める個人事業と法人事業について論及しているが、民法上の組合や特別法に基づく組合のほか、信託法の改正によって信託を活用した事業なども普及することが予想される。したがって、これらに対する税制のあり方も重要な問題であるが、今後の検討課題としたい。

いずれにしても、事業形態に対する税制のあり方の議論が進展し、中小企業の活性化に資する税制が構築されることを期待したい。